

株 主 各 位

大阪市中央区備後町二丁目4番9号
東邦金属株式会社
代表取締役社長 小 樋 誠 二

第70回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 大阪市中央区備後町二丁目4番9号 日本精化ビル5階

会場変更	本総会の開催場所は昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。
------	-------------------------------------------------------------

3. 目 的 事 項

報告事項 第70期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役6名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

※ 当日ご出席の株主様へのお土産は廃止させていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tohokinzoku.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の計算書類は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tohokinzoku.co.jp/>）に掲載させていただきます。

<新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ>

当社第70回定時株主総会における、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた当社の対応につきましては、ご出席の株主様の安全を第一に考え、以下のとおり運営させていただきます。

株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 株主様へのお願い

- ・感染防止拡大のため、本年はご出席を自粛いただき、書面による議決権行使を強くご推奨申し上げます。

2. ご来場される株主様へ

- ・株主総会開催時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ・株主総会会場におきましては、受付前に検温をさせていただく場合がございます。また、マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用等のご協力をお願いする場合がございます。
- ・会場内では、席を空けてご着席をお願いする場合がございます。

3. 当社の対応について

- ・株主総会開催日時点の状況に応じ、アルコール消毒液の設置、株主総会に出席する取締役・監査役及び運営スタッフのマスク着用等、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただきます場合もございますので、予めご了承ください。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tohokinzoku.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度(2019年4月1日～2020年3月31日)におけるわが国経済は、期中まで雇用・所得環境の改善が続き緩やかな回復基調が続いていましたが、事業年度後半から中国を始めとする海外経済の減速、消費税増税に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大や原油価格等の暴落を受け、企業業績の悪化が鮮明となりました。

一方、海外においても長期化する米中の貿易摩擦、英国のEU離脱問題、日韓関係の悪化等不安定な情勢が続き、加えて新型コロナウイルスのグローバルでの急拡散により、堅調であった米国経済も大きな影響を受け、景気は後退局面を迎えています。

このような状況下、当社は安定した利益の確保を最重要課題に掲げ、売上高の確保及び材料歩留改善、生産性改善、購入価格低減、固定費削減などの原価低減活動に注力しましたが、急激な受注減に対応できませんでした。

当社の業績に大きな影響がある主要材料価格は、前年に比べ、APT(タングステン材料)は20%下落、MoO₃(モリブデン材料)は8%下落、自動車用電極材料のイリジウムは5%上昇しました。

売上高は、事業年度後半以降、半導体市場や自動車業界の落ち込みによるタングステン・モリブデン販売の減少や工期遅れによる超硬合金の不振により、3,750百万円(前期4,157百万円)と前年比9.8%の大幅減収となりました。

損益面は、緊急対策を含め原価低減活動に努めましたが、大幅な受注減少を吸収するだけの固定費削減ができず、営業損失183百万円(前期営業利益144百万円)、経常損失163百万円(前期経常利益160百万円)、当期純損失169百万円(前期当期純利益74百万円)となりました。

セグメント区分別の状況は、次のとおりであります。

(電気・電子)

タングステン・モリブデン製品の売上高は、事業年度後半以降半導体市場に加え自動車業界の急激な落ち込みにより、1,322百万円(前期1,588百万円)と16.8%の大幅減収となりました。

合金及び電気・電子部品の売上高においても、641百万円（前期 658百万円）と2.5%の減収となりました。

その他製品において、自動車用電極部品の販売は好調に推移していましたが、第3四半期以降、顧客の在庫調整により急激な減少に転じ、市況価格運動に伴う販売価格の上昇による効果はありましたが、売上高は1,360百万円（前期 1,433百万円）と5.0%の減収となりました。

この結果、電気・電子合計の売上高は3,324百万円（前期 3,680百万円）と9.7%の大幅減収となり、損益面においては、急激な販売減に固定費削減が追いつかず、営業損失142百万円（前期 営業利益159百万円）となりました。

（超硬合金）

超硬合金は、工期の遅れによる軟弱地層でのトンネル工事の補助用工法の販売減により、売上高は426百万円（前期 477百万円）と10.7%の減収となり、営業損失41百万円（前期 営業損失15百万円）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達状況

当事業年度における設備投資の総額は336百万円であり、主な内容は、設備の更新及び生産改善設備であります。これに要した資金は自己資金及び借入金によっております。

(3) 財産及び損益状況

区 分	第 67 期 (2017年3月期)	第 68 期 (2018年3月期)	第 69 期 (2019年3月期)	第70期(当事業年度) (2020年3月期)
売 上 高 (千円)	3,315,736	3,665,244	4,157,388	3,750,829
経 常 利 益 (千円) (△は損失)	39,683	221,085	160,275	△163,645
当 期 純 利 益 (千円) (△は純損失)	59,578	184,244	74,305	△169,250
1株当たり当期純利益(円) (△は純損失)	2.57	79.44	32.04	△72.99
総 資 産 (千円)	4,332,804	4,818,153	5,006,249	4,814,514
純 資 産 (千円)	2,002,283	2,310,727	2,291,894	2,073,239
1株当たり純資産(円)	86.32	996.39	988.33	894.18

- (注) 1. 第67期から第68期までにおける数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
3. 1株当たり純資産は期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
4. 当社は、2017年10月1日を効力発生日として、普通株式を10株につき1株の割合をもって株式併合を実施したため、第68期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(4) 対処すべき課題

当社が製造している製品群の中で、特にタングステン・モリブデン製品においてはニッチな市場になっておりますが、国内において一貫生産を行う企業も数少なくなっており、このニッチな市場で安定基盤を作り、その基盤の上に新しい付加価値を持った製品の製造販売に取り組むことにより適正な利益を継続的に確保すべく、以下の重点政策に取り組んでまいります。

- ① 高品質・安定供給を追及し、顧客の要求にこたえる
 - ・守るべき技術をひたむきに伝承するとともに、必要に応じて、設備、建屋の更新を行う。
 - ・海外顧客には積極的に対応し、拡販できる体制を作る。
 - ・製造技術、管理技術により、顧客迷惑度ゼロの品質を目指す。
- ② 製造販売体制の機能を強化する
 - ・営業は、必要な製品等の情報を入手し、購買、製造の司令塔となる。
 - ・購買は、グローバルな最適調達を行う。
 - ・製造は、半自動化を含めた自動化などで、工程の省人化を目指す。
- ③ 新規製品の開発・販売を強化する
 - ・国内生産を重要視する顧客を新規開拓する。
 - ・産学連携での開発テーマを推進するための要員を強化し、特許の取得済み製品なども含め、開発製品の顧客を開拓する。
- ④ 企業価値を高める
 - ・ガバナンスの強化及び内部統制の強化を行う。
 - ・安全、安心な職場づくりを行うとともに、人、地域、地球にやさしいE C Oライフの実現を目指す。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

タングステン・モリブデン部門	蛍光灯及びハロゲンランプ用ワイヤー、放電灯用タングステン電極、高純度タングステン線棒及び加工部品、タングステン釣糸、照明灯用サポート・アンカー・マンドレル及びリード用ワイヤー、高温炉用構造部品、マグネトロン部品、タングステン・モリブデン板及び板加工品、TIG溶接用電極、放射線防護服
合金及び電気・電子部品部門	銅タングステン及び銀タングステン合金製品、タングステン重合金製品
超硬合金部門	削岩機用・穿孔機用の各種ビット、都市土木用各種ビット、耐摩耗部品、鉱山用・耐摩耗用及び切削用超硬合金チップ、軟弱地盤穿孔用補助工具システム、地雷除去機用部品
その他部門	各種焼結電極、溶湯测温用モリブデン合金シース、他

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

営業所	本社	大阪市中央区
	東京支店	東京都港区
工場	門司工場	北九州市門司区
	寝屋川工場	大阪府寝屋川市

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

使用人数 (前事業年度末比)	平均年令	平均勤続年数
140名 (5名増)	40.0才	17.7年

- (注) 1. 上記使用人数は正社員数であり、使用人兼務取締役は含まれておりません。
2. この他、派遣及びパートタイマー等臨時従業員数は127名であります。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(9) 主要な借入先及び借入額 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
	千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	645,000
株 式 会 社 伊 予 銀 行	555,000
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	295,000
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	50,000
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	5,000

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 4,800,000株
 (2) 発行済株式の総数 2,338,001株
 (3) 事業年度末の株主数 2,339名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
太 陽 鋳 工 株 式 会 社	726,700	31.34
株 式 会 社 川 嶋	230,000	9.92
双 日 株 式 会 社	126,800	5.47
共 栄 火 災 海 上 保 険 株 式 会 社	78,570	3.39
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	66,394	2.86
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	54,951	2.37
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	48,252	2.08
矢 野 金 属 株 式 会 社	41,700	1.80
株 式 会 社 ニ チ リ ン	28,800	1.24
日 本 精 化 株 式 会 社	26,500	1.14

(注) 持株比率は自己株式 (19,401株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 樋 誠 二		
常 務 取 締 役	藤 原 一 信	営業・購買部門担当	
常 務 取 締 役	法 福 英 志	管理部門担当	
取 締 役	森 本 幾 雄	総務部長	
取 締 役	岩 隈 和 夫	門司工場長	
取 締 役	渡 部 聡	超硬部長兼技術開発 部長兼復屋川工場長	
取 締 役	鈴 木 一 史		太陽鉦工株式会社代表取締役社長
取 締 役	飯 島 宗 文		
常 勤 監 査 役	山 下 泰 之		
監 査 役	深 瀬 真 一		日本精化株式会社取締役執行役員管理本 部長
監 査 役	黒 岩 松 彦		

- (注) 1. 取締役 鈴木一史及び取締役 飯島宗文の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 深瀬真一及び監査役 黒岩松彦の両氏は、社外監査役であります。
 3. 飯島宗文氏は、2019年6月25日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって監査役を任期満了により退任し、取締役に就任いたしました。
 4. 当社は、取締役 飯島宗文、監査役 深瀬真一及び監査役 黒岩松彦の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数 (名)	報 酬 等 の 額 (千円)
取 締 役	8	80,912
監 査 役	4	16,201
合 計	12	97,114

- (注) 1. 上記には2019年6月25日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含めております。
 2. 上記報酬等の額には社外取締役及び社外監査役に支払った報酬等を含めております。
 3. 上記報酬等の額には当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額14,807千円（取締役12,707千円、監査役2,100千円）を含めております。
 4. 上記報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人給与25,200千円は含まれておりません。
 5. 上記報酬等の額のほか、2019年6月25日開催の第69回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対し38,470千円を支給しております。
 6. 1985年6月28日定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額を月額7,000千円以内（但し、使用人給与とは含まない）、監査役の報酬限度額を月額2,000千円以内と定めております。

(3) 責任限定契約の概要

当社は、鈴木一史氏、飯島宗文氏、山下泰之氏、深瀬真一氏及び黒岩松彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限とすることを旨とする責任限定契約を締結しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 鈴木一史氏は、太陽鋳工株式会社の代表取締役社長を兼務しております。同社は当社の発行済株式の31.34%を保有する株主であり、当社は同社よりモリブデン原材料の購入を行っております。

監査役 深瀬真一氏は、日本精化株式会社の取締役を兼務しております。同社は当社の発行済株式の1.14%を保有する株主であります。同社と当社の間には取引関係はありません。

② 主要な取引先等の特定関係事業者との関係

取締役 鈴木一史氏の3親等以内の親族である鈴木一誠氏は、当社の主要な取引先である太陽鋳工株式会社の代表取締役会長であります。

③ 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	鈴木一史	海外業務の経験に加え、当社に関する業界に精通し、幅広い見識に基づき企業経営について適切な意見を述べるとともに、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席しております。
取締役	飯島宗文	監査役退任前に、当事業年度に開催された取締役会3回、監査役会2回のすべてに出席し、適切な助言、提言を行っております。また、取締役就任後、当事業年度に開催された取締役会10回のすべてに出席し、経営者及び監査役として培った高い見識に基づき企業経営について適切な意見を述べるとともに、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	深瀬真一	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。当事業年度開催の監査役会12回のすべてに出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、経営トップとの意見交換会に参加するとともに、適宜事業所の現場往査を行っております。
監査役	黒岩松彦	監査役就任後、当事業年度に開催された取締役会10回のすべてに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。監査役就任後、当事業年度に開催された監査役会10回のすべてに出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、経営トップとの意見交換会に参加するとともに、適宜事業所の現場往査を行っております。

④ 社外役員報酬等の総額

	支給人数(名)	報酬等の額(千円)
社外役員報酬等の総額等	5	12,262

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 監査法人和宏事務所

(注) EY新日本有限責任監査法人は、2019年6月25日開催の第69回定時株主総会の時をもって任期満了により会計監査人を退任いたしました。また、同株主総会で新たに監査法人和宏事務所が会計監査人に選任され就任いたしました。

(2) 報酬等の額

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 14,000千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 14,000千円

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査実績を確認し、当該事業年度の監査計画における内容、監査時間及び報酬見積りの算出根拠を検証し、監査の遂行状況の相当性及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか会計監査人の解任又は不再任の決定は、法令違反等による懲戒処分や欠格事由の有無、独立性、内部管理体制、監査品質及び品質管理体制、監査報酬の水準、継続監査期間、監査活動の適切性等の職務の執行に関する事項を総合的に判断する方針に基づき、検証の結果、会計監査人として相当性が認められない場合は、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該議案を株主総会へ提案いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

当社は、2006年5月26日開催の取締役会におきまして、「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。

なお、本決議は適宜に改定を行っており、下記は最新の決議の内容であります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は取締役及び使用人が法令、定款その他の社会的規範に従って事業を運営するため東邦金属行動憲章を宣言し、コンプライアンス体制の基盤となる東邦金属行動指針を策定しています。
- b. 東邦金属行動憲章の遵守を徹底するため、倫理規定その他の関連規定を整備するほか、内部監査室を設置しています。万一違反が発見された場合は、すみやかに当社のコンプライアンス委員会において報告し、その解決策を決定します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は法令及び情報管理規定、プライバシー・ポリシー、株主さまの個人情報に関する方針その他の社内規定に基づき、適切に文書及び情報の保存及び管理を行います。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- a. 当社はISO9001及びISO14001の認証を受け、当社が損失の危険として最も重要視すべき品質管理及び環境保全に対し、積極的に取り組んでいます。
- b. 各部長は、その担当する部門において発生する可能性がある安全衛生、環境・防災、品質、情報管理、知的財産その他の事業上のリスクを適切に把握・評価し、その発生の未然防止を図ります。
- c. 事業運営に重大な影響を与える経営危機が発生したときは、あらかじめ定める危機管理規定に従い、緊急対策本部を設置して対応します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 当社は取締役会を定期的に、また、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行います。

- b. 取締役会の機能をより機動的かつ強化されたものとし経営の効率を向上させるため、毎月1回経営会議を開催しています。ここでは、経営に関する重要な事項について意思決定を行うほか、経営計画及び経営方針を策定し発表を行っています。
 - c. 日常的な業務については個別に決裁権限を定め、効率性と慎重性を兼ね備えた業務執行を実現しています。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役が使用人の設置を求めた場合は、当社は、その業務補助のため監査役スタッフを任命します。
 - b. 監査役スタッフの人事異動、報酬、懲戒その他の人事考課については、取締役が監査役の同意を得て行うものとします。
- ⑥ 監査役への報告に関する体制
- a. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項、当社に著しい影響をおよぼすおそれのある事項、毎月の経営状況として重要な事項、内部通報のあった事実その他の重要事項を遅滞なく報告するものとします。
 - b. 取締役または使用人は、その業務執行について監査役から説明を求められたときは、これに応じるものとします。
 - c. 規定により整備している内部通報制度を通じ、使用人は監査役に対し匿名で通報することができるほか、取締役、使用人及び監査役は通報した使用人が不利益な処遇を受けることがないように、十分な配慮を図るものとします。
- ⑦ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する体制
- 監査役から旅費交通費その他費用の前払いまたは償還の請求があったときは、その費用が職務に関するものと認められるかぎり、社内規定に従い迅速にお支払いいたします。
- ⑧ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役は、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席することができるものとします。
 - b. 監査役は、取締役、会計監査人及び内部監査室と定期的な情報交換を行うなど、緊密な連携を保つものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役会は当事業年度13回開催し、決議事項等を具体的に定めた社内規程に従って活発な議論のもと審議を行い、迅速に意思決定するとともに、取締役の業務の執行を監督しております。また、取締役会の実効性の向上に資するよう各役員にアンケートを実施し、改善に努めております。

コンプライアンスについては、コンプライアンス委員会を当事業年度4回開催し、法令遵守体制の整備、維持に努めております。また、コンプライアンス意識の向上を目的に、「コンプライアンスハンドブック」を配布するとともに、外部講師を招いた役員向け、社内講師による全従業員向けのコンプライアンス講習を階層別実施しております。加えて、アンケートを実施することで、その浸透度を測り、更なる向上に努めております。

監査役は、監査役会で決定された監査方針、監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会、経営会議等の重要会議の出席、重要な決議書類の閲覧、代表取締役社長を含めた取締役、内部監査室、品質保証部並びに会計監査人との間の意見交換、情報共有等により監査の実効性を高めております。

内部監査室は法令・規程遵守の観点から、業務全般にわたる内部監査を実施するとともに、通報制度の運用等を実施しております。

品質保証部は品質管理及び環境保全の観点から、業務全般にわたる内部監査を実施しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、比率、「使用人の状況」の平均年齢、平均勤続年数、及び「財産及び損益の状況」の1株当たり情報は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産		負債	
流動資産	2,733,207	流動負債	1,690,899
現金及び預金	334,320	支払手形	18,929
受取手形	128,643	買掛金	154,624
電子記録債権	163,642	電子記録債務	212,677
売掛金	764,077	短期借入金	650,000
商品及び製品	50,812	1年内返済予定の長期借入金	305,000
仕掛品	851,002	リース債務	13,673
原材料及び貯蔵品	395,856	未払金	214,805
前払費用	20,430	未払法人税等	9,034
その他	24,632	未払費用	18,590
貸倒引当金	△211	前受り金	5,133
固定資産	2,081,307	預り金	6,237
有形固定資産	1,474,942	賞与引当金	57,139
建物	265,374	営業外電子記録債務	25,054
構築物	11,392	固定負債	1,050,374
機械及び装置	340,651	長期借入金	595,000
車両運搬具及び工具器具備品	42,274	リース債務	19,933
土地	782,785	繰延税金負債	85,221
リース資産	32,463	退職給付引当金	259,411
無形固定資産	13,510	役員退職慰労引当金	76,952
ソフトウェア	8,454	資産除去債務	8,995
リース資産	971	その他	4,860
電話加入権	4,084	負債合計	2,741,274
投資その他の資産	592,853	純資産	
投資有価証券	499,326	株主資本	1,814,429
関係会社株式	16,435	資本金	2,531,828
その他	89,824	資本剰余金	237,794
貸倒引当金	△12,732	その他資本剰余金	237,794
資産合計	4,814,514	利益剰余金	△927,388
		その他利益剰余金	△927,388
		繰越利益剰余金	△927,388
		自己株式	△27,804
		評価・換算差額等	258,809
		その他有価証券評価差額金	258,809
		純資産合計	2,073,239
		負債及び純資産合計	4,814,514

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,750,829
売 上 原 価		3,398,389
売 上 総 利 益		352,439
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		536,271
営 業 損 失		183,831
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	25,176	
補 助 金 収 入	7,360	
そ の 他	5,789	38,326
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,658	
固 定 資 産 除 却 損	5,130	
そ の 他	351	18,139
経 常 損 失		163,645
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,386	3,386
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,784	1,784
税 引 前 当 期 純 損 失		162,043
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7,207	7,207
当 期 純 損 失		169,250

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

項目	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
2019年4月1日残高	2,531,828	237,794	237,794	△758,138	△758,138	△27,474	1,984,009
事業年度中の変動額							
当期純損失				△169,250	△169,250		△169,250
自己株式の取得						△329	△329
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△169,250	△169,250	△329	△169,579
2020年3月31日残高	2,531,828	237,794	237,794	△927,388	△927,388	△27,804	1,814,429

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2019年4月1日残高	307,884	307,884	2,291,894
事業年度中の変動額			
当期純損失			△169,250
自己株式の取得			△329
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△49,074	△49,074	△49,074
事業年度中の変動額合計	△49,074	△49,074	△218,654
2020年3月31日残高	258,809	258,809	2,073,239

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

東邦金属株式会社
取締役会 御中

監査法人和宏事務所

大阪府大阪市

代表社員	公認会計士	南	幸治	Ⓜ
業務執行社員				
代表社員	公認会計士	平	岩雅司	Ⓜ
業務執行社員				

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東邦金属株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び工場等主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人和安事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

東邦金属株式会社 監査役会

常勤監査役 山下泰之 ㊟
社外監査役 深瀬真一 ㊟
社外監査役 黒岩松彦 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（8名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、現在の経営状況を考慮のうえ、また迅速な意思決定を行うため2名減員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p>こ へい せい じ 小 樋 誠 二 1958年6月20日生</p>	<p>1981年4月 当社入社 2006年4月 当社品質保証部部长 2008年4月 当社深川工場工場長 2010年6月 当社品質保証部部长 2011年4月 当社門司工場工場長 2013年8月 当社品質保証部部长 2013年10月 当社内部監査室室長兼品質保証部部长 2014年4月 当社寝屋川工場工場長 2016年4月 当社生産本部本部長兼技術開発部部长 2016年6月 当社取締役生産本部長兼技術開発部部长 2018年6月 当社代表取締役社長 現在に至る</p>	2,500株
	<p>(取締役候補者とした理由について) 小樋誠二氏は、長年にわたり当社の生産部門及び品質保証部門に携わった経験から、技術者としての幅広い知識を有していることに加え、当社代表取締役社長として取締役会を運営、統括し、経営者としての経験に基づく強いリーダーシップを有しております。したがって、経営戦略の実行、推進をする適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	ふじ わら かず のぶ 藤原 一 信 1962年1月10日生	1985年11月 太陽鋳工株式会社入社 2002年7月 同社営業部大阪支店長 2006年10月 同社京都工場工場長 2009年12月 同社福井工場工場長 2013年4月 当社嘱託 2013年6月 当社取締役営業本部長兼東京支店長 2015年6月 当社常務取締役 現在に至る	1,800株
(取締役候補者とした理由について) 藤原一信氏は、太陽鋳工株式会社において支店長及び工場長を歴任した経験に加え、当社取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有していることから、収益改善を推進する適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			
3	いわ くま かず お 岩隈 和 夫 1960年7月4日生	1984年4月 当社入社 2013年7月 当社門司工場工場長 2016年6月 当社取締役門司工場長 現在に至る	1,561株
(取締役候補者とした理由について) 岩隈和夫氏は、長年にわたり当社の生産部門に携わった経験から、技術者としての幅広い知識を有し、また工場運営の経験を生産の側面から経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
4	わた なべ さとし 渡 部 聡 1956年9月12日生	1981年4月 当社入社 2006年6月 当社技術開発部部长 2010年6月 当社寝屋川工場工場長 2011年4月 当社営業部部长兼東京支店支店長 2013年7月 当社技術開発部部长 2016年4月 当社寝屋川工場工場長 2016年10月 当社超硬部部长 (嘱託) 2017年6月 当社取締役超硬部部长 2018年6月 当社取締役超硬部部长兼技術開発部部长 2019年3月 当社取締役超硬部部长兼技術開発部部长兼寝屋川工場長 現在に至る	2,649株
(取締役候補者とした理由について) 渡部聡氏は、長年にわたり当社の生産部門及び技術開発部門に携わった経験から、技術者としての幅広い知識を有し、また工場運営の経験を生産及び技術の側面から経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。			
5	すず き かず ふみ 鈴木 一史 1976年2月11日生	1998年4月 日商岩井株式会社 (現 双日株式会社) 入社 2005年7月 Sojitz (Malaysia) Sdn.Bhd. 出向 2008年4月 Sojitz Taiwan Corporation (台湾 双日股份有限公司) 出向 2013年10月 太陽鋳工株式会社入社 開発部部长 2014年6月 同社取締役開発部部长 2015年6月 同社常務取締役 2015年6月 当社取締役 現在に至る 2017年6月 太陽鋳工株式会社取締役副社長 2018年6月 同社代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) 太陽鋳工株式会社代表取締役社長	0株
(社外取締役候補者とした理由について) 鈴木一史氏は、双日株式会社において海外業務を行った経験に加え、当社に関する業界に精通し、幅広い見識を有していることから、社外取締役として適切な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、同氏が社外取締役に就任してからの年数は5年であります。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
6	いしい じま むね ふみ 飯島宗文 1945年7月20日生	1993年3月 共栄火災海上保険相互会社東北第一支店長 1997年3月 同社営業推進部長 1999年6月 同社取締役関西圏総合開発部長 2000年6月 同社上席執行役員関西圏総合開発部長 2001年4月 同社上席執行役員 2001年6月 同社常務取締役 2003年6月 共栄火災海上保険株式会社常務取締役 2004年6月 共栄火災しんらい生命保険株式会社(現 フコクしんらい生命保険株式会社) 監査役 2007年6月 当社監査役 2019年6月 当社取締役 現在に至る	0株
(社外取締役候補者とした理由について) 飯島宗文氏は、他業種の経営者及び監査役として培った高い見識を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏が社外取締役に就任してからの年数は1年であります。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 鈴木一史及び飯島宗文の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 飯島宗文氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 鈴木一史氏は、現に、当社の特定関係事業者である太陽鉦工株式会社の取締役を兼務しております。
5. 責任限定契約について
 当社は社外取締役鈴木一史及び飯島宗文の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限とすることを旨とする責任限定契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、同内容で契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 山下泰之氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、前任の監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。
監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
もりもと いくお 森本 幾雄 1955年2月19日生	1978年4月 株式会社ニチリン入社 1996年10月 同社経理部部长 2013年6月 当社監査役 2014年4月 株式会社ニチリン経理部主幹 2014年6月 当社取締役経理部部长 2016年6月 当社取締役総務部部长兼経理部部长 2018年4月 当社取締役総務部部长 現在に至る	1,500株
(監査役候補者とした理由について) 森本幾雄氏は、株式会社ニチリンにおける経理部部长の経験と実績に加え、当社監査役及び取締役としての経験から、財務及び会計の観点に立ち、監査の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、新たに監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 責任限定契約について
当社は監査役候補者森本幾雄氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限とすることを旨とする責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

また、本選任の効力につきましては、その就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとしたします。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center;">きむらとしふみ 木村敏文</p> <p style="text-align: center;">1952年12月9日生</p>	<p>1975年4月 太陽鋳工株式会社入社 2001年7月 同社経理部部长 2006年5月 陽和興産株式会社監査役 2006年5月 太陽ビルディング株式会社監査役 現在に至る 2006年7月 太陽鋳工株式会社営業部大阪支店支店長 2007年6月 同社取締役総務部長兼経理部長 2013年4月 同社取締役福井工場長 2013年8月 鈴木薄荷株式会社監査役 現在に至る 2015年6月 太陽鋳工株式会社監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 太陽鋳工株式会社監査役 太陽ビルディング株式会社監査役 鈴木薄荷株式会社監査役</p>	0株
<p>(補欠の社外監査役候補者とした理由について)</p> <p>木村敏文氏は、太陽鋳工株式会社において経理部部长を務め、また多数の企業における監査役としての豊富な経験に基づき、財務及び会計の観点に立ち、且つ客観的な見地から、当社の監査に携わっていただけるものと判断し、引き続き補欠の社外監査役候補者としていたしました。</p>		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 木村敏文氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 木村敏文氏は、現に、当社の特定関係事業者である太陽鋳工株式会社の監査役を兼務しております。
4. 責任限定契約について
 当社は補欠監査役候補者木村敏文氏が当社監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限とすることを旨とする責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任される法福英志氏及び監査役を辞任される山下泰之氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役在任期間分については取締役会に、監査役在任期間分については監査役の協議にそれぞれご一願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
ほう ふく ひで し 法 福 英 志	2008年6月 当社取締役 2010年6月 当社常勤監査役 2016年6月 当社常務取締役 現在に至る
やま した やす ゆき 山 下 泰 之	2016年6月 当社常勤監査役 現在に至る

以 上

株主総会会場ご案内



当会場の最寄駅

○地下鉄（御堂筋線）「本町」駅 3号出口より徒歩8分

○地下鉄（堺筋線）「堺筋本町」駅 17号出口または12号出口より徒歩3分

なお、会場の駐車場は利用できませんので、総会会場へは公共の交通機関をご利用ください。

会場変更

開催場所が例年の会場から変更となりますので、お間違いのないようご注意ください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本年はご出席を自粛いただき、書面による議決権行使を是非ともお願い申し上げます。